

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 19 日

国立研究開発法人

海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 所長 福島 荘之介

◎ 調達機関番号 811 ◎ 所在地番号 13

1 調達内容

(1) 品目分類番号 19

(2) 購入等件名及び数量

エンジンのオーバーホール作業（B300
型機用） 1式

(3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書
による。

(4) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日

(5) 履行場所 国立研究開発法人海上・港湾・
航空技術研究所 電子航法研究所岩沼分室

(6) 入札方法 上記(2)の件名について入札に付
する。落札決定に当たっては、入札書に記載

された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 05・06・07 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされた者又は、当該競争参加資格を有していない者

で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、当該資格に格付けされた者であること。

(3) 国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) その他、契約担当役が必要と定める資格を有する者であること。

3 入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている申請書を令和 7 年 7 月 23 日 17 時 00 分までに下記 4 に示す場所に提出しなければならない。提出された申請書の

審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した申請書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒1820012 東京都調布市深大寺東町7-
42-23 国立研究開発法人海上・港湾・航
空技術研究所 電子航法研究所会計課調達係
電話 0422-41-3476

電子メール tender@enri.go.jp

- (2) 入札説明書の交付方法 令和7年7月19
日まで、電子航法研究所会計課調達係にて交
付する。

- (3) 入札書の受領期限

令和7年7月31日 11時00分

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年7月31日 11時00分 電子航法
研究所5号棟（本部棟）2階

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行が成されないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって
入札した他の者のうち最低の価格をもって入
札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Sonosuke Fukushi
ma, Director-General of National Institu
te of Maritime, Port and Aviation Techn
ology, Electronic Navigation Research Ins
titute

(2) Classification of the service to be pro
cured : 19

(3) Nature and quantity of the service to
be required : Engine overhaul work for B
300, 1 set

(4) Delivery period : 27 March, 2026

(5) Delivery place : National Institute of
Maritime, Port and Aviation Technology, E

Electronic Navigation Research Institute
Iwanuma Branch

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 31 of the Regulation concerning the contract for National Institute of Maritime, Port and Aviation Technology Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Have Grade A,B,C or D in "Provision of services" in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Trans

port and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2023, 2024, 2025.

③ Not come under nomination suspension by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

④ Not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

⑤ Satisfy all important matters an order person sets.

(7) Time-limit for tender :

11:00, 31 July, 2025.

(8) Contact point for the notice :

Accounts section, General Affairs Dept., National Institute of Maritime, Port and Aviation Technology, Electronic Navig

ation Research Institute, 7-42-23, Jin
daiji-higashimachi Chofu-shi, Tokyo
182-0012 Japan. TEL 0422-41-3476
E-mail:tender@enri.go.jp

入札説明書

1. 発注者
2. 調達内容等
3. 入札に参加する者に必要な資格
4. 入札説明会実施の有無
5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
6. 入札書提出の方法等
7. その他

(書式等)

1. 入札書受取確認票 (様式1) ※紙入札参加者用
2. 入札書及び内訳書 (様式2) ※紙入札参加者用
3. 誓約書 (別紙1)
4. 技術審査項目 (別紙2)

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所の特定調達契約に係る入札公告（令和7年1月23日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所会計規程（平成28年研究所規程第17号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則（平成28年研究所細則第5号。以下「取扱細則」という。）、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子入札システム運用基準（<https://www.mpat.go.jp/ebid/pdf/unyoukijyun.pdf>）、その他関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 発注者

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 所長 福島 荘之介

2. 入札内容等

(1) 入札事項

「エンジンのオーバーホール作業（B300 型機用）」

(2) 仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年3月27日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 電子入札システム対象

本案件は、資料等の提出、入札等を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい者については、紙入札により参加することができる。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和05・06・07年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに下記の資格の種類及び等級に格付けされた者で、かつ国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

資格の種類：「役務の提供等」

資格の等級：A、B、C又はD等級のいずれか

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

(5) 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条に規定される次の事項に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過しない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造、その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ 前各号の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

③ 上記②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(6) 別紙2「技術審査項目」に記載の書類提出により、実施目的に沿った履行が可能であることを示すことが出来る者であること。

4. 入札説明会実施の有無 無

5. 入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

(1) 電子メールにて、入札公告記載の期日まで受け付ける。なお、電子メールには件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を明記し、次のアドレスまで送信すること。

e-mail : tender@enri.go.jp

(2) 頂いた質問(当研究所からの回答を含む)のうち、応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページの「入札・調達情報」中、当該入札件名の「質疑応答」に掲載することとする。

6. 入札参加に必要な書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告記載の方法により入札公告記載の期日までに次の資料を電子入札システム、持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれかにて提出すること。

① 上記3.(1)に示す競争参加資格決定通知書の写し

② 誓約書の写し

※原本は入札時に提出、入札時に誓約内容と相違のある場合は無効となります。

- ③ 別紙2「技術審査項目」記載の審査項目について、履行可能であることを記載した書面 ※様式任意

(2) 紙面による提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL:0422-41-3476

7. 入札書の提出方法等

(1) 入札書・入札内訳書（入札書等）提出方法

① 電子入札システムによる場合

当該システムの所定の方法により提出すること。

② 持参による場合（紙入札参加者）

入札書等を封筒に入れ封印し提出すること。なお、入札書の署名（又は記名）・押印者以外の者の持参を認めず。

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

郵便（書留、配達記録等配達された記録の残るものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 年 月 日提出 [エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用)] 入札書在中」と朱書し [様式1] の「入札書受取通知票」を同封し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用) 入札書」と朱書きすること。

なお、入札書等を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所調達係あて問い合わせすること。

(2) 入札書等の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7-42-23

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課 調達係 TEL:0422-41-3476

(3) 入札書等提出締切

① 電子入札システムによる場合

令和7年7月30日（水）16時00分まで

② 持参による場合（紙入札参加者）

8. (1)開札の日時にまでに持参提出すること。

（入札書の受領は、土曜、日曜、祝祭日を除く9時00分から17時00分まで）

③ 郵送による場合（紙入札参加者）

令和7年7月30日（水）までに必着。

(4) 締切の厳守

入札書の提出にあたっては、(3)の締切を厳守すること。

なお、締切以降の入札は無効とする。

(5) 入札方法

- ① 入札参加者は、履行（納入）に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積もること。
 - ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者は入札書の提出時に別紙「誓約書」を提出しなければならない。電子入札システムによる場合は、入札書提出時の添付資料にて提出すること。
- (7) 入札書の署名(又は記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、それらの者から委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できる場合のみ)とする。
- (8) 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印漏れ等、当研究所からの指摘による入札書の返却時以外、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札の無効
- ① 上記 3. に示した競争参加資格を有していない者のした入札、入札条件に違反した者のした入札、又は、次の各号の一に該当する入札書は無効とします。
 - ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。
 - イ 金額の記載のないもの、又は金額を訂正したもの。
 - ウ 誤字・脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。
 - エ 条件が付されているもの。
 - オ その他入札に関する条件に違反したもの。
 - ② 令和 05・06・07 年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）申請中の者がした入札において、開札日までに当該参加資格が決定されないうとき、又は、審査の結果、当該資格を有すると認められなかったときは、その者がした入札は無効とする。
- (10) 入札の延期等
- 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (11) 代理人による入札
- ① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。
 - ② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

8. 開札

(1) 開札の日時及び場所 ※入札参加者の開札立会義務なし

開札の日時：令和7年7月31日（木）11時00分

開札の場所：国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所 本館2階（車駐車可）

(2) 開札の方法

- ① 電子入札システムにより開札を行うこととし、紙入札参加者で立ち会いを希望する者を立ち合わせて、当研究所の職員が行う。
- ② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所会計課職員に、入札者又は入札者が代表、支店長等である事業者の職員又は代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の3名以上の入場は認めない。
- ③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札の場所に入場することはできない。
- ④ 入札者は、当研究所会計課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。
- ⑤ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する有効な入札がないときは、当研究所入札事務担当者の指示する日時を締切とする再度入札を行う。この場合、封筒及び封印は不要とし、本件においては、ファクシミリによる入札を認める。
- ⑥ 当該入札回数は2回までとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 最低価格落札方式とする。
- ② 入札価格が国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- ③ 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるとき、又は直ちにくじを引けない者があるときは、代わりに入札事務に関係のない当研究所職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記5.に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ② 入札者は、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合、それに応じなければならない。
 - ③ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - ④ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出の要請に協力すること。
- (3) 契約書の作成
- ① 契約書の記名押印は、先に当研究所が行い、その後、請負者が記名押印し、各自1通を保管する。
 - ② 契約書(2部)を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付(収入印紙貼付不要契約の場合を除く)して7日以内に当研究所会計課調達係あてに到着するよう返送すること。
 - ③ 落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。
- (4) 応札者において「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表」に該当する者である場合は、必要な情報を上記6.(2)まで提供すること。
- (5) 代金支払条件
- ① 当研究所の給付完了確認後、請負者から適正な請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により代金を支払う。
 - ② 請負者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号、口座名及び請求日を記載すること。
- (6) 納品または履行の検査等
- ① 納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。
 - ② 検査終了後、請負者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、請負者に対して損害賠償を求める場合がある。
- (7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④ 請負者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

[様式1]

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

令和 年 月 日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]

入札書提出事業者：

担当部署：

担当者：

FAX 番号：

(上記宛先項目何れも入札者が必ず記入)

入札事項「エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用)」

入札書確かに受取りました。

[受取人]

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

電子航法研究所 会計課調達係

担当：

電話番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 4 7 6

FAX 番号 0 4 2 2 - 4 1 - 3 1 6 9

[様式2]

入 札 書

¥

※入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札件名 エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用)

本件入札説明書・契約書 (案) を承諾のうえ入札します。(入札内訳書添付)

令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所長 様

(別紙1)

誓 約 書

「件名 エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用)」
に係る一般競争入札に参加するにあたり、以下の事実について相違無いこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

この契約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しない者であること。
- 2 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- 6 研究所構成員(研究所の所属する非常勤を含む。研究所、事務職員、技術職員及びその他関係する者。)から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 7 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 8 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

契約担当役 電子航法研究所

所 長 福島 莊之介 殿

(別紙2)

技術審査項目

1. 件名

エンジンのオーバーホール作業 (B300 型機用)

2. 審査項目

Plat&Whiteney 社製のターボプロップエンジンのオーバーホール作業の実施実績を提示すること。

以上

エンジンのオーバーホール作業（B300 型機用）

仕 様 書

令和7年 *月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所

目 次

第1章	概説	1
第2章	一般事項	1 ~ 3
第3章	本作業内容	3 ~ 4
第4章	作業報告	4
第5章	検査	4 ~ 7
第6章	品質等に対する保証及びその期間	7 ~ 8
第7章	提出書類	8
別添 1	「エンジン補機一覧」	9
別添 2	「実施作業概要」	10 ~ 11
別添 3	「交換予定部品リスト」	12
別添 4	「提出書類一覧」	13

第1章 概説

1. 概説

本仕様書は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子航法研究所（以下で「当所」という。）が所有する実験用航空機エンジン（ビーチクラフト式B300型機用）のオーバーホール作業（以下「本作業」という。）に関する仕様の大要を示すものである。

2. 適用範囲

2. 1 本仕様書は下記作業対象品及びその構成部品（以下、「作業対象品等」という。）について適用する。なお、主な構成部品の内訳を別添1「エンジン補機一覧」に示す。

型 式 : Plat & Whitney PT6A-60A

製造番号 : PCE-PK0582

個 数 : 計1台

2. 2 本作業（本仕様書第3章の内容）実施時における作業対象品等の管理及び安全管理の責任は受注者が負うものとする。

3. 履行場所

3. 1 作業対象品等引渡し場所及び納入場所

電子航法研究所岩沼分室 指定場所

3. 2 作業場所

受注者の作業工場等で当所の承認を得た場所

4. 履行期限

令和8年3月27日

第2章 一般事項

1. 基本事項

1. 1 本作業の実施にあたって受注者は、本仕様書、関連する国内・国外の関連法規及び製造者が発行するメンテナンスマニュアル等の最新技術文書に従うものとする。

メンテナンスマニュアル等に従わない作業 (Designated Engineering Representative Repair 等) の実施については、当該作業前に監督職員の承諾を受け、当該作業が航空法第17条に規定する予備品証明を受けるために必要な基準に適合することを、国土交通省地方航空局保安部航空機検査官により確認されなければならない。

1. 2 本作業の都合上、受注者が作成したマニュアル、作業手順書がある場合は、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。

1. 3 本作業に必要な整備機器等は、すべて受注者が準備すること。

2. 軽微な変更

受注者は本作業の実施にあたり、本仕様書に規定されていない軽微な事項で作業上当然実施すべき事項については、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

3. 作業要領書の作成及び承諾

3. 1 受注者は、契約締結後速やかに監督職員と打ち合わせを行い、その結果に基づき、作業要領書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。以後は、これに基づき作業を行うものとし、記載事項に変更が生じた場合は速やかに改訂を行い、監督職員の承諾を受けるものとする。
3. 2 当所の都合により作業要領書、作業予定等の変更を命ぜられた場合は、正当にしてやむを得ざる理由のあるもののほか拒むことが出来ないものとする。
3. 3 作業要領書は、次の内容を含まなければならない。
 - (1) 作業責任者及び作業者組織図
 - (2) 緊急連絡体制を示すもの
 - (3) 本作業に対する実施基準及び参考資料
修理の方法を含め製造者が定めるメンテナンスマニュアル等のみを作業基準として使用する場合はその作業基準の名称及び番号のみで良い。
 - (4) 部品価格表及び作業価格表の提出
部品価格表は、各部品の単価及び合価を記載すること。
作業価格表は、①分解・洗浄・検査②修理・改造③組立・試験・その他に区分し作業単価、作業工数及び合価を記載すること。また、その他には該当する作業内容を列記すること。ただし、複数の作業区分をパッケージとして扱う場合は、各々のパッケージ価格で良い。
 - (5) その他、作業上必要となるもの

4. 作業責任者の業務等

4. 1 作業責任者は、本作業の担当者に対し、本仕様書の作業内容について周知徹底を図る。
4. 2 監督職員に対し不具合事項に関する調査、資料の収集及び技術援助を実施する。
4. 3 本作業の実施に際し安全を確保し、事故防止に努めなければならない。

5. 交換部品

部品交換により使用する部品は原則として受注者で調達するものとし、エンジン製造者による正規または推奨部品を使用するものとする。ただし、PMA部品を除く。使用する部品は新品とするがやむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て製造者の修理基準に合致した修理品を使用することが出来るものとする。

6. 撤去品の取扱

受注者は、本作業の実施に伴い発生した使用不能部品について、撤去品リストを作成し監督職員に提出し、廃棄及び返納の確認並びに承諾を得ること。

7. 本作業の中止

受注者は、検査の結果、次の7. 1号の理由による場合は監督職員の承認を得て、作業中止または打ち切りにすることが出来る。ただし、監督職員の指示により作業を継続する場合がある。また、当所は、受注者からの報告により次の7. 2号の理由に該当すると認められる場合は作業中止または打ち切りにすることが出来る。

7. 1 本仕様書に明記されない部品の入手遅延等、正当な理由により作業期間が長期にわたり契約履行に支障を及ぼすもの。
7. 2 修理価格が購入価格を超過し、修理することが経済的に不相当と見込まれるもの。

8. 疑義

本仕様書は、作業の大要を示すものであるから、本作業の細部に関しては全て監督職員の指示に従わなければならない。また、本仕様書に関して疑義がある場合は、必要に応じて監督職員と協議し、これにより解釈するものとする。

第3章 本作業内容

1. 輸送作業

輸送用に梱包された作業対象品等の当所保管場所と受注者作業場間における輸送等作業。当所保管場所における輸送車両等への積み卸し作業を含むものとする。

なお、海外にてオーバーホール作業を行う場合の輸送手段は航空輸送とし、作業対象品等の輸出入に関する手続きを含むものとする。

また、輸送に必要なトランスポート・ドーリー等を準備すること。

2. オーバーホール作業

製造者が発行する最新のメンテナンスマニュアル等に基づき、作業対象品等の定められた規格及び機能を満足させ使用可能な状態に復旧させるため、別添2「実施作業概要」に基づく次の作業とする。ただし、分解検査作業において、別添2「実施作業概要」に示す作業概要に基づく作業以外の作業の必要性が発生した場合は、監督職員の承諾を得たうえで作業を継続するものとする。

2. 1 分解検査作業

- (1) 開梱及び受入検査
- (2) 分解
- (3) 洗浄
- (4) 検査

2. 2 修理作業

- (1) 修理・部品交換

2. 3 組立検査作業

- (1) 組立・調整
- (2) 試運転・性能確認
- (3) 防錆
- (4) 発送準備及び梱包

2. 4 サービスブリテン（以下「SB」という。）に基づく作業

2. 5 作業対象品等の製造国航空局が発行する Airworthiness Directive 及び日本国航空局が発行する耐空性改善通報（以下「TCD 等」と言う。）に基づく作業

2. 6 提出書類の作成

3. 予備品証明書等の取得

本章2. オーバーホール作業を実施した作業対象品等に対し、耐空性確認機関等による Authorized Release Certificate の交付及び航空法第 17 条に定める予備品証明を受け、予備品証明書の交付を受けること。ただし、整備事業場等が、航空法第 20 条に定める事業場の認定を受けており、かつ本章 2. オーバーホール作業を実施した作業対象品等が、航空法第 17 条第3項第3号の定めに該当する場合は、航空法施行規則第 40 条に定める装備品基準適合証の交付をもって、予備品証明を受けたものとみなすことができる。

第4章 作業報告

1. 次に該当する場合、受注者は、すみやかに書面にて監督職員に報告し協議を行った後に作業を進めなければならない。ただし、次の1. 3号及び1. 4号に該当する場合を除き、緊急を要する場合は事後報告でよいこととする。

1. 1 作業工程に変更を生じる場合。
1. 2 作業要領書の内容に変更を生じる場合。
1. 3 本仕様書において、当所の承諾または承認を必要とする場合。
1. 4 分解検査の結果、修理価格が購入価格を超過し、修理することが経済的に不相当と見込まれる場合。
1. 5 作業対象品等について、安全上重要な事項がある場合、他の使用者に発生していない特異な不具合並びに使用時間の延長又は短縮に関する重要な事項がある場合。
1. 6 作業責任者から不安全事故報告を受けた場合。

第5章 検査

受注者は本作業の中途及び納入時に、その状態、機能に関し以下に定める各検査（以下「各検査」という。）を受けなければならない。下記によるもののほか、請負契約書の定めるところ、または検査職員が必要と認めたときにこれを行うものとする。なお、受注者は各検査に先立ち監督職員が提出を求め作業に関する資料を用意し、また各検査に立ち会うものとする。

検査職員は、契約条項、仕様書等及び当所の定める検査実施要領の定めるところと合致しているか否かを確認のうえ、合否の判定を行うものとする。

各検査において使用する言語は日本語または英語とする。

1. 各検査の種類と内容

1. 1 中間検査

(1) 一般検査

仕様書との適合について、提出書類及び作業内容を分解検査作業場にて検査する。

(2) 分解検査作業結果の説明

受注者は、分解検査作業で使用した作業基準又は作業記録を提示のうえ、作業対象品等各部の状況について分解検査作業の結果を説明するものとする。

(3) 分解検査報告書の提出

分解検査成績書は、受入検査及び分解、洗浄後の構成部品の検査についての現状、判定を記載する。

(4) 中間検査時費用見積書等の提出

中間検査までに確定した費用及び中間検査から作業完了までに必要な費用を中間検査時費用見積書として提出すること。中間検査時費用見積書には、労務費内訳及び交換予定部品一覧表を添付すること。

1. 2 完成検査

(1) 一般検査

仕様書との適合について、提出書類及び作業内容を組立検査作業場にて検査する。

(2) 組立検査作業結果の説明

分解検査作業の結果を含め作業対象品等各部の状況について、組立検査作業の結果を説明するものとする。

(3) 組立検査成績書の提出

組立検査成績書は、構成部品の基本修理、組立、調整、機能検査についての現状及び判定を記載したものとする。

(4) 部品等検査

本契約において交換した部品、並びに修理改造部品（理由及び不具合内容を記載）一覧表（以下「修理交換部品一覧表」と言う。）を提出する。

(5) S B等実施一覧表の提出

本契約において実施した SB 及び TCD 等の実施一覧表を提出する。

(6) 完成検査時費用見積書等の提出

完成検査までに確定した費用及び完成検査から作業完了までに必要な費用を完成検査時費用見積書として提出すること。完成検査時費用見積書には、労務費内訳及び交換部品一覧表を添付すること。また、労務費に関して、完成検査までに実施した作業に対する実作業工数又は費用を確認できる資料並びに完成検査から作業完了までに必要となる予定作業工数又は費用の内訳を添付し、交換部品一覧表には、部品単価並びに合価（単価×必要数）を記載すること。

1. 3 受領検査

(1) 員数検査

納入後の作業対象品等が発送時と相違ないことを確認する。

(2) 書類検査

仕様書第7章で定めた提出書類が添付されているかについて確認する。

航空日誌の記載内容、並びに Authorized Release Certificate 及び予備品証明書又は装備品適合証が添付されているかについて確認する。

(3) 外観検査

輸送用ドーリー等を開梱し、外観について異常の有無を確認する。

(4) 納品書等の提出

受注者は、作業対象品等を納入しようとするときは、納入の期日等について通知すること。また、作業対象品等を納入する場合、納品書及び下記の書類を添えて提出すること。

- ▶ F C A 価格の実際額を証する書類
- ▶ 使用部品一覧表
- ▶ その他、当所が必要とする実際額を証する書類
- ▶ 費用実費報告書

(5) 本受領検査は、請負契約書第 26 条作業の完了検査において適用する。

2. 各検査の期日及び場所

中間検査の実施場所は分解検査作業場、完成検査の実施場所は組立検査作業場とし、受注者は、中間検査及び完成検査を受ける期日を計画し、その予定日の 20 日前までに監督職員に通知し、承諾を受けなければならない。

受領検査の実施場所は、契約書で定める納入場所とし、受注者は受領検査を受ける期日を計画し、その予定日の 7 日前までに監督職員に通知し、承諾を受けなければならない。

検査期間は、中間検査においては1日、完成検査においては1日、受領検査においては2時間を原則とし、移動日は含まないものとする。

第6章 品質等に対する保証及びその期間

1. 防湿、防錆及び梱包に対する保証

作業完了後のエンジンは、製造者の認める通常の格納庫における正常な保管状態において受領検査合格後1年間保管が可能であることを保証すること。

2. 性能・機能保証

完成品に対して、前項で示す保管状態で保管した場合、航空機取り付け後 500 飛行時間、または受領検査合格後1年間のどちらか早く到達する迄の性能及び機能を保証すること。本項の保証期間

は、受領検査合格後1年間を超えないものとする。

作業終了後のエンジンを航空機に搭載し、初回エンジン運転時に不具合が発生した場合、請負者は保証期間以降においても不具合対応のための協議に応じること。ただし、請負者の指定する保管方法に基づいてエンジンを保管している場合に限る。

また、完成品を納入時、エンジン本体及び輸送用ドーリーに何らかの損傷等が認められた場合、エンジン本体及び輸送用ドーリーに対して性能・機能保証が担保できるよう必要な措置を講じた後、改めて納入すること。

第7章 提出書類

受注者は、作業の実施に伴い、当所へ別添4「提出書類一覧」の書類を提出するものとする。一部の提出書類については電子書類による提出も認めるが、監督職員の許可を得ること。なお、提出時期は、契約書及び仕様書に定めるところまたは監督職員の指示に従うものとする。

監督職員は提出された書類等を不適當であると認める場合は、その変更を求めることが出来る。

第8章 特記事項

・第5章（6）における完成検査時費用見積書による費用と契約時に算出した費用を比較し、その差額をもって精算するものとする。

・修理および交換部品の入手が困難等やむを得ない理由により納期が令和8年度になる場合、当所は令和7年度実施相当分を令和7年年度末に支払い、令和8年度実施分は令和8年度に支払うものとする。

エンジン補機一覧

番号	品名	EA	備考
1	F. C. U.	1	
2	FUEL PUMP	1	
3	PROP GOVERNOR	1	
4	OIL TO FUEL HEATER	1	
5	FLOW DIVIDER	1	
6	BLEED VALVE	1	
7	IGNITION EXCITER	1	
8	CABLE, EXCITER TO IGNITER	2	

実施作業概要

1. 作業対象品等の概要

1. 1 型式番号 / 製造番号	PT6A-60A / PCE-PK0582
1. 2 総使用時間/サイクル	2859時間40分 / 2112サイクル(2025.03.31現在)

2. 作業の概要

2. 1 オーバーホール作業

- (1) PRATT & WHITNEY CANADA MAINTENANCE MANUAL、OVERHAUL MANUAL 及び関連する MANUAL 等の最新版に基づき、オーバーホール作業を実施する。
- (2) オーバーホール作業時に発生した不具合について修理等を実施する。
- (3) 別添 1 「エンジン補機一覧」の備考欄に不具合等が記されたものについて、その修理等を実施する。

2. 2 部品交換作業

- (1) 分解検査作業を実施することにより交換が必要となる部品（100%交換部品）を含み、別添 3 「交換予定部品リスト」に記す部品の交換作業を実施すること。
ただし、分解検査作業の結果及び修理の実施等により継続使用が可能であると判断される交換予定部品については、監督職員の承認を得た上で、交換作業を中止し、必要な修理等を実施し当該部品を継続使用する。
- (2) 交換部品は、最新のメンテナンスマニュアル等に基づき、適切な部品を用いるものとする。

2. 3 航空関連法規等に基づく作業

- (1) 航空関連法規等（耐空性改善通報を含む）、設計国または製造国の航空当局が発行する耐空性改善命令（AD, CNなど）および設計製造者等が指定する最新の耐空性に影響のある技術文書（SBなど）を作業において適用すること。
- (2) SB 等において修理または部品交換のどちらかの選択が可能な場合は、原則修理とする。
ただし分解検査作業の結果、修理による継続使用が不可能であると判定された場合は、当所の承認を得た上で、部品交換として作業を継続するものとする。
- (3) 点検、試験、及び検査等を目的とする SB について、該当する作業等の結果、部品の修理また交換等を必要と判断された場合は、当所承認を得た上で、部品の修理又は交換を実施するものとする。
- (4) 契約締結後から組立て時まで発行された SB については、作業工程上もしくは運用上の必要性を考慮し、当所にて確認の上、その適否を決定する。

2. 4 耐空性改善通報等に基づく作業

作業対象品等に適用される耐空性改善通報及び日本国外の作業においては当該 Airworthiness Directive に基づく作業を実施する。

2. 5 保管整備

作業完了後の作業対象品等は、最新のメンテナンスマニュアル等に基づき、保管整備を実施するものとする。

交換予定部品リスト

交換予定部品 (PCE-PK0582)			
番号	部品番号	部品名称	使用数量
1	100% PARTS	オーバーホール 100%交換部品一式	1
2	3041861CL02	STATOR ASSEMBLY	1
3	3121111-01	BLAD CT	59
4	3032648	BRG7	1
5	3032649	BRG6	1
6	3032647	BRG5	1
7	3032208	BRG2	1
8	3035028	BRG KIT	1
9	3037278	BRG AGB	6

提出書類一覧

No	提出書類名	部数	提出時期	備考
1	概算請負代金額内訳書	2	契約後 14 日以内	契約書 3 条
2	工程表	2	契約後 14 日以内及び必要時	契約書 3 条
3	作業要領書	2	契約後速やかに	仕様書 2 章 3.
4	費用見積書	2	中間検査、完成検査 及び必要時(各 2 部)	仕様書 5 章 1.1 仕様書 5 章 1.2
5	SB・TCD 実施状況一覧表	2	完成検査時	仕様書 5 章 1.2
6	分解検査成績書	2	中間検査時	仕様書 5 章 1.1
7	修理・交換予定部品一覧表	2	中間検査時	仕様書 5 章 1.1
8	組立検査成績書 (テストデータシート含)	2	完成検査時	仕様書 5 章 1.2
9	修理・交換部品一覧表	2	完成検査時	仕様書 5 章 1.2
10	納品書	1	納入時	仕様書 5 章 1.3
11	FCA 価格の実際額を証する作業報告書	3	納入時	仕様書 5 章 1.3
12	使用部品一覧表	3	納入時	仕様書 5 章 1.3
13	作業報告書	1	受領検査時	仕様書 5 章 1.3
14	Authorized Release Certificate 等	1	受領検査時	仕様書 5 章 1.3
15	予備品証明書又は装備品基準適合証	1	受領検査時	仕様書 5 章 1.3
16	費用実費報告書	2	受領検査時	仕様書 5 章 1.3
17	請負代金請求書	3	精算金額確定時	契約書 36 条
18	撤去品目録	2	必要時	仕様書 2 章 6.
19	その他、当局が必要とする書類	必要数	必要時	仕様書 6 章